

諮詢番号：令和6年度諮詢第 8号
答申番号：令和6年度答申第16号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇子ども家庭センター所長（以下「処分庁」という。）が令和元年5月25日付けで審査請求人に対して行った児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第2号に基づく児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

（1）趣旨

児童福祉司の行動（やり方）に問題があるので、本件処分には承服できない。

（2）理由

審査請求にかかる処分は、次の理由で違法、不當である。

ア 電話等で事前連絡せずに、夜間遅くに家に来たり、何度もインターフォンを鳴らしたり、家の前で待ち伏せをしてストーカー行為をし、心神喪失、不快な思いをした。なお、仕事中、帰宅中（電車）等で電話に出ることができない旨、処分庁へ伝えていた。

イ 処分庁が提出した児童福祉施設入所措置承認の申立書（以下「申立書」という。）の中の「本件一時保護までの状況（2）」に、「審査請求人は、本児〔審査請求人の長男。以下同じ。〕のおもちゃをリサイクルショップに持参して処分した」と明記しているが、どの店に処分したのかを書類で明記すべきである。

ウ 申立書の「本件一時保護までの状況（4）キ」に、「本児の部屋は、ブレーカーが落とされて電気がつかない状態」と明記しているが、処分庁は、何時に、どうやって確認したのかを、いまだに証明していない。

エ 本児は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇を有しており、多数の人が入所している児童養護施設は環境が悪い。また、新型インフルエンザ感染症、新型コロナウイルス感染症に対して考慮されておらず、もし死亡した場合、処分庁がどのように責任をとるか明記されていない。

オ 本児の保護者は、本児の住所宅の世帯主である。本児の児童養護施設退

- 所後の家は、本児の住所は、○○○市ではない。
- カ 家の前は、市道です。道路上、コンビニエンスストア、ドラッグストアで駐車している。
- キ 処分庁から提出があった弁明書には、本件処分による法的な枠組みをもって、引き続き目的が達成されるまでの間指導を行う旨記載があるが、目的とは何なのか。児童福祉司の指導措置による法的な枠組みとは何なのか。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分について

平成30年3月12日に、〔小学校が〕本児から「父母から叩かれる」旨を聞き取ったこと、本児が帰宅拒否をしたため、処分庁は同日付けて本児を一時保護した。本児が帰宅を拒否する理由としては、宿題のことで父母から怒られること、妹はおもちゃで遊べるのに本児は遊べないこと、布団が薄いのでとても寒いこと、本児のみ部屋の電気がつかないこと、家で嫌なことは嫌と言えず、立って食事をさせられることなどであった。

処分庁は、父母が本児の能力・適性に応じた養育ができていないこと、罰を与えるという形で指導を行ってきたこと、きょうだい間で著しい差別的取り扱いがなされていること、父母に改善がみられないことを調査の中で把握したが、父母は自身の養育の不適切さ、本児への悪影響を十分に認識できていない上、処分庁との接触を断っている状況であるため、在宅支援による改善が期待できないと判断し、平成30年9月14日、大阪家庭裁判所に対して児童福祉施設入所措置承認の申立を行い、令和元年5月25日に大阪高等裁判所にて法第28条第1項第1号による児童福祉施設入所措置承認審判が確定され、同日付けて本児を施設入所措置とした。

以上のように、父母が本児に対する不適切な養育の振り返りを行わないことや、処分庁との接触を断っている状況から、父母には本児の特性に応じた対応を促すための指導が必要であると判断した本件処分は適切である。また、法第28条にもとづく審判による入所の場合については、「原則として児童福祉司指導措置を取ることとする。」（子ども虐待対応の手引き（平成11

年3月29日児企第11号。平成25年8月改正版。以下「手引き」という。)第10章3(5))とされている。

なお、審査請求人におけるア～キの主張については、児童福祉司指導措置の決定に影響を及ぼすものではないことから認否しない。

(2) まとめ

以上のとおり、本件処分は、法や手引き等に基づき行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和6年 7月11日	諮詢書の受領
令和6年 7月11日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月25日 口頭意見陳述申立期限：7月25日
令和6年 7月25日	第1回審議
令和6年 7月29日	審査庁への質問（回答：令和6年8月5日子家第4263号）
令和6年 8月26日	第2回審議
令和6年 8月28日	審査庁への質問（回答：令和6年9月12日子家第2602号）
令和6年 9月24日	第3回審議
令和6年 9月27日	審査庁への質問（回答：令和6年10月11日子家第2807号）
令和6年10月25日	第4回審議
令和6年11月29日	第5回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項柱書は「この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい（後略）」と、法第6条は「この法律で、保護者とは、（中略）親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」と定めている。
- (2) 法第25条第1項は、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。（後略）」と定めている。

- (3) 法第26条第1項柱書は、「児童相談所長は、第25条第1項の規定による通告を受けた児童（中略）について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、第1号から第8号までを規定し、第1号では、「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と定めている。
- (4) 法第27条第1項柱書は、「都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告（中略）のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、第1号から第4号までを規定し、第2号では、「児童又はその保護者を（中略）、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は（中略）前条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。」と、第3号では、「児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。」と定めている。
- (5) 法第28条第1項柱書は、「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を探ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を探ることができる。」とした上で、第1号及び第2号を規定し、第1号では、「保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を探ること。」と定めている。
- (6) 法第33条第1項は、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を探るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」と定め、同条第5項は、「前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。（後略）」と定めている。
- (7) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条柱書は、「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。

以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。」と、同条第1号は「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」、同条第3号は「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」、同条第4号は「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(中略)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」と定めている。

- (8) 児童虐待防止法第6条第1項は「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と定めている。
- (9) 児童虐待防止法第11条第1項は、「児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。」と定め、同条第2項は、「児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。」と定めている。
- (10) 行政手続法(平成5年法律第88号)第14条第1項は「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。(後略)」と定めている。
- (11) 手引きは、第10章3(5)「(前略)〔法〕第28条にもとづく審判による入所における保護者援助」において「(前略)〔法〕第28条にもとづく審判による入所の場合、保護者への援助は困難が伴いやすい。(中略)この場合、原則として児童福祉司指導措置を取ることとする。その際、決定通知に保護者が行うべきことを明示し、指導を受ける義務があることを周知する。2年間に充分な手立てを講じたとしても、なお家庭復帰が望ましくないと判断されるケースについては、都道府県は家庭裁判所の承認を得て、措置の期間を更新することができる。更新の審判の際には、(中略)〔法〕第27条第1項第2号の指導措置の効果に照らして判断することとされている。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付資料(事件記録)及び審査請求人からの主張書面によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成29年2月3日、本児が通っていた保育園は、本児の頭にかさぶたがあつたことから事情を聴いたところ、本児より「ママに傘で叩かれた」との申告があつたことを受け、○○○市○家庭児童相談室（以下「家児相」という。）に通告を行つた。家児相の担当者が本児の母に確認したところ、本児を叩いたことを認め、本児の養育について負担感を訴えたため、処分庁は本児を一時保護した。その後、本児の祖父母が一時的に本児を引き取ることとなり、同年2月15日、一時保護はいったん解除された。

処分庁、家児相の担当者が共に、又は個別に複数回審査請求人及び本児の母（以下「父母」という。）宅を訪問、面談したところ、父母が、本児が○○○○を所持し軽度の○○○○○があるにもかかわらず、本児の玩具を本人の同意なく処分する、宿題のやり直しを強要する、照明や暖房をつけない等の行為を行つていた事実を把握した。

また、家児相は本児の利用していた放課後等デイサービスより、本児が毎日父母宅への帰宅を渋り、送迎の順番を最後にしてほしいと訴えたり、夕食を台所で立って食べさせられていると話していることについて情報提供を受け把握した。

平成30年3月12日、家児相は本児が通っていた小学校より再度の通告を受けた。その内容は、本児より、父母に怒られた際に腹部を叩かれたとの申告があつたというものであった。本児が帰宅を拒否したため、処分庁は本児を再度一時保護した。本児は翌日暴力を受けたことは間違いと訂正したが、再度帰宅を拒否し、処分庁は本児を一時保護した。

平成30年4月23日、本児は一時保護委託により児童養護施設に入所した。

(2) 平成30年9月14日、処分庁は、父母が本児の能力・適性に応じた養育ができていないことや罰を与えるという形での指導を行つてきたこと、父母に改善がみられないこと等を理由に、父母に監護を委ねると本児の福祉を著しく害するとして、法第28条第1項に基づき、大阪家庭裁判所（以下「大阪家裁」という。）に対して、本児の施設への入所に係る承認申立て（以下「本件申立て」という。）を行つた。大阪家裁は本件申立てを平成31年1月25日付けで承認（以下「本件審判」という。）した。審査請求人は大阪高等裁判所（以下「大阪高裁」という。）に抗告を行つたものの、令和元年5月23日に大阪高裁は抗告を棄却し、同月25日に本件審判が確定した。

(3) 令和元年5月25日、処分庁は、本児の施設入所措置処分（以下「入所措置処分」という。）を行うとともに、法第27条第1項第2号及び手引きに基づき、本件処分を行つた。「児童福祉司指導措置決定通知書」の理由の欄には、「保護者指導開始のため」と記載されていた。

(4) 令和2年1月26日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 前記2(1)及び(2)のとおり、処分庁は、本児の一時保護（委託）期間における調査において、本児の施設入所が必要と判断し、大阪家裁宛てに本件申立てを行い、本件審判がなされたところ、審査請求人は、これを不服として大阪高裁に即時抗告を行い、令和元年5月23日に大阪高裁は棄却の決定を行い、同月25日に本件審判が確定したことが認められる。

そして、前記2(3)のとおり、令和元年5月25日、処分庁は、審査請求人に対して、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 手引き第10章3(5)は「(前略)〔法〕第28条にもとづく審判による入所の場合、保護者への援助は困難が伴いやすい。(中略)この場合、原則として児童福祉司指導措置を取ることとする。」と記しているが、法第28条第1項第1号に基づく入所措置処分は、児童の保護者が児童を虐待、著しく監護を懈怠する他著しく当該児童の福祉を害する場合で、法第27条第1項第3号の入所措置処分について親権者又は未成年後見人の意に反する場合に、家庭裁判所の承認を得て行われるものであるから、親子再統合のために、入所措置処分に併せて児童福祉の専門家である児童福祉司から保護者に指導を行う必要性は十分認められる。したがって、手引き第10章3(5)の規定は法及び児童虐待防止法の趣旨に照らし、合理的なものと言え、法第28条に基づき入所措置処分があった場合には、原則、児童福祉司指導措置処分を併せて行うこととなるものである。

(3) 審査請求人は、本件処分について第2の1(2)の理由に基づき違法性を主張している。この点について検討する。

①審査請求人の主張ア及びカについて

アには「電話等で事前連絡せずに、夜間遅くに家に来たり、何度もインターフォンを鳴らしたり、家の前で待ち伏せをしてストーカー行為をし、心神喪失、不快な思いをした。なお、仕事中、帰宅中（電車）等で電話に出ることができない旨、処分庁へ伝えていた。」と、カには「家の前は、市道です。道路上、コンビニエンスストア、ドラッグストアで駐車している。」とあり、当該主張は、本件処分の手続的瑕疵に関する主張とも考えられる。

この点については、当審査会が審査庁に対して行った質問に対する回答書（以下「審査庁回答」という。）によると、まず主張アについては、処分庁は、本児に対する施設入所措置をする際に、審査請求人に、入所にあたり必要な手続きの説明や、本児に対する従前の不適切な監護の状況等についての児童福祉司指導措置の趣旨を説明することを目的として、審査請求人に対して再々連絡を試みたが、電話や手紙への応答がなく、直接やりと

りする等の接触の機会を持つことができなかつた。そのため、やむを得ず事前の約束なしに自宅を訪問、応答がなかつたときは自宅前でしばらく待機、応答を待つていたとのことである。

また、主張力については、審査庁回答によると、審査請求人の自宅を訪問する際に駐車したものであり、訪問に使用した公用車は駐車禁止除外指定を得て適切に運用しているとのことである。

これらの内容については、処分庁より、証拠を基に主張がなされている一方、審査請求人からは処分の執行過程における手続的瑕疵と評価できるだけの具体的な証拠に基づく主張があつたとは認められない。

②審査請求人の主張イ及びウについて

イには「申立書の中の「本件一時保護までの状況（2）」に、「審査請求人は、本児のおもちゃをリサイクルショップに持参して処分した」と明記しているが、どの店に処分したのかを書類で明記すべきである。」と、ウには「申立書の「本件一時保護までの状況（4）キ」に、「本児の部屋は、ブレーカーが落とされて電気がつかない状態」と明記しているが、処分庁は、何時に、どうやって確認したのかを、いまだに証明していない。」とあり、これらの主張はいずれも、法第27条第1項第2号に基づく本件処分の理由となった事実（指導の必要性を基礎づける事実）の一部を争うものとも考えられる。

審査庁回答によると、主張イ及び主張ウの事実については、審査請求人のいう申立書は、家庭裁判所への審判の申立書をさすところ、処分庁は家庭訪問及び父母との面接を行つた関係機関への調査から事実認定を行い、その旨を家庭裁判所への申立てに記載し、その事実認定に基づく承認審判が確定しており、大阪家裁における事実認定及び承認審判に基づき本件処分を行つたものであり、審査請求人の主張する事実に関しては本件処分に何ら影響を及ぼさないとの趣旨である。

審査請求人の主張は本件処分の必要性を基礎づける事実を争うものであるが、審査庁回答は、処分庁は大阪家裁の事実認定及び審判結果に基づき本件処分を行つたにすぎず、大阪家裁の事実認定そのものを争う余地がないとするものと考えられる。

この点、本件審判は非訟事件たる家事審判であつて、処分庁は家庭裁判所の審判の内容に法的に拘束されるものではないともいえる。しかし、家庭裁判所がした事実認定における事実は一般に強い推定力を有するため、何もなければ、それらをそのまま、処分庁が判断の前提とすることも許されよう。手引きにも、法第28条に基づく審判の場合は、「原則として児童福祉司指導措置を取ることとする」とある。しかし、いったんそれらの事実について疑義が生じた場合には、推定に疑いがかけられたのであるから、

その疑義が正当であるか否かを吟味しなければならない。本件においては、審査請求人がそれらの事実のうちいくつかに対して疑義を提起した。けれども、本件においては、以下に見るとおり、審査請求人から本件処分の基礎となった事実の不存在について具体的な証拠に基づく主張がなく、本件処分を取り消すほどの不合理な事実誤認があるとは言えない。

③審査請求人の主張エについて

エには「本児は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇を有しており、多数の人が入所している児童養護施設は環境が悪い。また、新型インフルエンザ感染症、新型コロナウイルス感染症に対して考慮されておらず、もし死亡した場合、処分庁がどのように責任をとるか明記されていない。」とあり、これはそもそも施設入所措置の不当性を主張しているとも考えられる。

審査庁回答によると、本件における入所措置処分は法第28条第1項第1号に基づき家庭裁判所の承認を得て、法第27条第1項第3号に基づき適正に行われたものであるとのことである。

この点、審査庁回答は、入所措置処分そのものの妥当性について直接回答するものとはなっていない。しかし、本件主張においては、施設の環境が悪いことについて、家庭裁判所の審判も含め、審査請求人から具体的な証拠に基づく主張がなく、本件処分を取り消すほどの不合理な事実誤認があるとは言えない。

④審査請求人の主張オについて

オには「本児の保護者は、本児の住所宅の世帯主である。本児の児童養護施設退所後の家は、本児の住所は、〇〇〇市ではない。」とあるが、当該主張は、令和元年6月28日付け処分庁が作成した「入所の手続きについて（ご案内）」に審査請求人らが手書きで主張を加筆記載している書面において、本児は〇〇市の住民であり、審査請求人は本児の保護者ではない旨の記載があることと整合的に解すると、本件処分の名宛人が誤っている旨の主張とも考えられる。

審査庁回答によると、法第27条第1項第2号は保護者を名宛人として行うとのことである。そして、法第6条において、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいうのであって、審査請求人は本児の親権者であり、また、審査請求人と本児は一時保護開始時において同居し、審査請求人は本児を監護していた。また、家庭裁判所においても、審査請求人を親権者当事者として審判が確定しており、本児の住民票上の住所を変更したとしても、そのことから直ちに変更後の住所地の世帯主に本児の保護者が変更されるものではなく、審査請求人が本児の保護者であるとのことである。

本件においては、審査請求人の親権を否定する事実がないことを踏まえ

ると、本件処分の名宛人が誤っているとは言えない。

⑤審査請求人の主張キについて

キには「処分庁から提出があった弁明書〔令和2年5月12日付〇〇〇子第1138号〕には、本件処分による法的な枠組みをもって、引き続き目的が達成されるまでの間指導を行う旨記載があるが、目的とは何なのか。児童福祉司の指導措置による法的な枠組みとは何なのか。」とある。当審査会より、児童福祉司による指導措置の法的な枠組みとその達成目的について説明を求めたところ、審査庁回答は以下のとおりであった。

法第27条第1項第2号に基づく児童福祉司指導措置について

ア 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対しこどもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。なお、保護者の不適切な養育の自覚の有無に問わらず、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであったり、改善に向けた働きかけを行う上でも、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる場合などにおいては、積極的に児童福祉司指導を行うこと。

イ 担当者は児童福祉司が中心となるが、必要に応じ他の職員も参加する等柔軟な対応をとる。

ウ 児童福祉司指導を行う場合には、市町村、福祉事務所、児童委員その他関係機関との連携を十分に図る。場合によっては児童委員指導等と併せて行うことも考慮する。

エ 児童福祉司指導の場合には、指導を担当する児童福祉司の氏名等及びその指導に付する旨をこどもや保護者等に通知する。

(児童相談所運営指針の全部改正について(こ支虐第164号令和6年3月30日)より一部抜粋)

以上によると、児童福祉司指導の法的な枠組みは、児童福祉司による指導が法第27条第1項第2号及び児童相談所運営指針に基づいて行われることを意味すると考えられる。また、その目的は、児童虐待防止法第11条第1項を踏まえると、親子再統合にあると解することができる。

なお、以上の説明について、審査庁は令和6年時点での通知を引用しているところ、本件処分は令和元年5月25日になされたものであり、本来引用すべきは、該当部分につき内容は同一であるものの、子発1025第1号平成30年10月25日付け厚生労働省子ども家庭局長通知によって発出された児童相談所運営指針であったと思われる。

(4) 以上のとおり、本件処分においては、実体的瑕疵は認められないというべきである。しかし、本件処分の通知書においては、処分の理由として「保護者指導開始のため。」としか記載がなく、根拠法条、判断基準が一切記載さ

れておらず、本件処分の理由の記載は、当該通知を受けた審査請求人において、その記載から本件処分が行われた理由を知ることができないものであったと言わざるを得ない。処分庁の恣意を抑制するとともに、争訟の便宜を図るという行政手続法第14条第1項本文の趣旨や昭和38年5月31日最高裁判所判決（昭36（オ）84号・判例タイムズ146号151頁）に照らすと、本件処分は同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって、仮に実体面に何ら瑕疵がなかったとしても、当該手続的瑕疵のみをもって取消しを免れないものと言うべきである。

（5）以上のことから、本件処分については実体的瑕疵の観点から違法又は不当な点は認められないものの、重大な手続的瑕疵が認められるため、本件処分は手続的瑕疵の観点から違法なものとして取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容すべきである。

第6 付言

本件処分に係る理由付記の不備による違法性については既に述べたところであるが、以下付言する。

本件処分を含む児童福祉司指導措置処分については、手引きにおいて技術的助言として、法第28条に基づく入所措置処分が行われた場合には、親子再統合に向けた手立てを講じる必要があるとして、原則として児童福祉司指導措置を行うことと記載されている。しかし、処分庁が法第28条に基づく入所措置処分を行う場合には、処分庁と保護者との間に対立構造が生じることが多いことから、処分庁は、少なくとも本件処分のように保護者から虐待の事実等について疑義を呈された場合においては、児童の施設入所措置を承認した家庭裁判所の判断を踏まえつつも、親子再統合のために児童福祉司指導措置処分が必要であるかどうかについて、十分に検討すべきである。

また、本件審査請求においては、審査請求から本審査会への諮問まで4年5か月を要しており、特に令和2年6月から令和5年10月まで審理が中断している期間があった。審査庁及び審理員は、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的に照らし、今後、審査体制の強化等、審理の迅速化の方策について検討し、速やかに審理手続を進めることが望まれる。

さらに、本件においては、審査請求人の主張に対し、審査庁は、審理員意見書において「（前略）〔本件処分〕の決定に影響を及ぼすものではないことから認否しない（後略）」というのみで、当審査会が審査庁に対し詳細な説明を求めるまで、審査請求人の主張を認めない理由は明確ではなかった。行政不服審査制度において、審査庁及び審理員は、審査請求人の主張及び処分庁の主張を整理したう

えで、当該主張に基づき違法・不当の判断を行うべきであるから、審査庁及び審理員は、審査請求人の主張する事項に対しては、認否の有無だけを示すのではなく、事実関係等に基づき、できる限り審査請求人の納得が得られるよう、丁寧に応答すべきと考える。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）原田 裕彦

委員 海道 俊明

委員 福島 豪